

令和6年第2回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
追加 1	請願第 1 号	夕張太西団地の早期造成を求める請願について	
追加 2	発議第 8 号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について	
追加 3	発議第 9 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	
追加 4	発議第10号	厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出について	

請願第1号

- 1 受理年月日 令和6年6月4日
- 2 件 名 夕張太西団地の早期造成を求める請願
- 3 請 願 者 南幌町稲穂1丁目10番9号
南幌町稲穂地区・夕張太地域の今後を考える会
会長 泉 波 光 男
- 4 紹介議員 加 藤 真 悟

請願の趣旨

(要旨)

夕張太地域への団地造成から40数年が経過するなかで、小学校、保育所、郵便局、スーパー、ガソリンスタンド、商店等がなくなり、夕張太地域住民の暮らしに多大な不便が生じており、将来に向けての不安が増大しています。

以上のことから、南幌町夕張太西団地の早期造成実現に向け、また、道央石狩圏への出入口となる夕張太地域の振興発展を目指す施策の検討を求めるとともに執行機関への提言、要請を求めるものです。

(事由)

- 1 隣接自治体である北広島市の著しい発展に合わせ、南幌町においても住宅需要の動向を把握しそのニーズを捉え、夕張太西団地を造成することで、確実に地域の人口増加が見込まれる。そして、必然的にインフラ施設、設備や生活利便施設の整備が進められ、夕張太地域住民の生活が守られることになる。
- 2 北広島市のボールパーク開業、千歳市のラピダス株式会社による最先端半導体工場の建設により、周辺自治体では関係者の移住や関連企業の誘致を進めている。また、北海道医療大学が北広島市の北海道ボールパークFビレッジ敷地内に新キャンパスの移設を計画しており、2028年4月の開設を目指している。これらの動向を鑑み、夕張太西団地の整備を進めるうえで、今が最大の好機であると考えられる。
- 3 夕張太地域は、広幌橋を渡り北広島市につながるルートと幌長橋、千歳川橋を利用し北広島市に到達するルートの二つの道路で道央石狩圏にアクセスできる南幌町の玄関といえる地域である。この地理的な生活利便性を生かす施策の検討は、南幌町発展の新たな可能性を見出すものと考えられる。
- 4 夕張太地域住民の生活実態を踏まえ、夕張太西団地の早期実現と南幌中央市街地周辺の開発を含め、夕張太地域の将来に向けての早急な振興計画、施策の検討が必要である。

発議第8号

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月12日提出

提出者 南幌町議会議員 星 真 希

賛成者 " 熊 木 恵 子

 " 石 川 康 弘

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とはいえない状況にあります。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎えるなかで健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要です。

こうしたなか、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待されます。

よって、国においては「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう求めます。

記

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 3 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年6月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 各宛

発議第9号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月12日提出

提出者 南幌町議会議員 石川 康弘

賛成者 " 熊木 恵子

 " 高橋 修平

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年6月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣 各宛

発議第10号

厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月12日提出

提出者 南幌町議会議員 石川 康弘

賛成者 " 熊木 恵子

 " 高橋 修平

厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書

農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食料不足が危惧されている一方、近年の気候変動などにより農地の損失・農業生産の減少が進んでいます。また、ウクライナや中東情勢の悪化のほか、為替円安なども相まって生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、これ以上の生産努力は限界であり、このままでは離農者が後を絶たず、生産基盤はさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高まるばかりです。

そうしたなか、農政の憲法ともいわれる「食料・農業・農村基本法」の改正や関連法案が、厳しさを増す農業情勢を打開する施策につながり、担い手など多様な農業者が次年度も安心して営農が続けられ、将来の日本農業が明るくなることを期待しています。

このため、基本法で掲げる新たな理念のもと、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼らない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう、国の関与のもと進める必要があります。また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進に係る予算確保など、生産現場の声に寄り添った施策が求められています。さらに、不測時の食料確保にあたっては、農業者等への罰則ではなく、インセンティブによって政策誘導し、官・民・農が一体となった実効性ある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より国民の食料供給を確保することが重要となっています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう、下記事項を要望します。

記

- 1 改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。

また、新たな基本計画の策定にあたっては、食料自給率目標が達成されなかった経過を踏まえ、年一回の目標達成の状況調査及び公表と合わせ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。

- 2 国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映しきれない恒常的な赤字に対しては、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

- 3 「食料供給困難事態対策法案」については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が需要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力をないがしろにする前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和6年6月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 各宛

